

平成23年度集落型グリーン・ツーリズムモデル育成事業モデル地域 公募要領

第1 総則

平成23年度集落型グリーン・ツーリズムモデル推進事業のうち、集落型グリーン・ツーリズムモデル育成事業に係るモデル地域の公募については、この要領に定めるところによる。

第2 趣旨

農山漁村地域への訪問・滞在ニーズの高まりを受け、一定のエリア内で集団を受け入れる地域を「集落型グリーン・ツーリズムモデル」として育成するため、実践団体を募集するものである。

第3 事業の内容

- 1 実践団体は、県の委託を受け、次の取組を実施するものとする。
 - (1) 集落型グリーン・ツーリズムモデルの体制整備に関する取組
 - (2) 農林漁業体験、農山漁村生活体験等の受入計画に関する取組
 - (3) その他、本事業の推進に必要と認められる取組
- 2 本事業において対象とする集落型グリーン・ツーリズムモデルは、次のいずれかとする。なお、モデルの発展形としてこれらを組合せて行う場合はこの限りではない。
 - (1) 農林漁家民宿ネットワーク形成モデル
農林漁家等による任意団体や集落営農組合、生産法人等が体験受入協議会を立ち上げ、構成する各農林漁家が旅館業法の営業許可取得を目指し、おおむね5軒程度以上の農林漁家民宿群を形成して、体験と宿泊を各農林漁家民宿に分かれて受け入れる取組モデル。
 - (2) ステーション連携モデル
農林漁家等による任意団体や集落営農組合、生産法人、少年自然の家等が共同で体験受入協議会を立ち上げ、既存の宿泊施設を活用、または廃校や集会所等を活用した宿泊可能な拠点施設を共同で管理しつつ、農林漁業体験、農山漁村生活体験を各農林漁家に分かれて受け入れる取組モデル。
- 3 モデル育成期間を約3年間とし、初年度には主に体制づくりと受入計画づくりを行い、その中から実践可能なものを順次実施しながら、2年目には小規模ながら実際の受け入れを実施し、最終の3年目には本格実施と効果の検証を行う。
 - 例) 1年目：体制整備、受入計画、許認可取得、ハード整備に必要な事業の選定
 - 2年目：小規模の受入実施と効果の検証及び計画の見直し
 - 3年目：本格的な受入実施と効果の検証
- 4 1団体当たりの委託費は28万円を上限とし、対象となる経費は別記1のとおりとする。なお、委託契約は初年度限りとし、委託金額については対象経費等の精査により減額する場合がある。

- 5 本事業のほか、県から秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会に支援活動を委託したうえで、実践団体の取組に対し関係機関が連携した支援を行う。

第4 公募の対象団体

本事業に応募できる団体（以下、「応募団体」という。）は、次の（1）又は（2）に該当する任意団体等とし、個人の応募は除くものとする。

- （1）地域住民団体、農林水産業協同組合、NPO等、またはこれら団体等で構成する任意団体
- （2）市町村、地域住民団体、農林水産業協同組合、NPO民間企業等の中で協定を結んだ協議会等

第5 応募資格

応募団体は、次の資格をすべて有するものとする。

- 1 事業の事務手続きを適正かつ効率的に行うため、次の事項を定めた規約等が整備されていること。
 - （1）応募団体の構成員、事務局、代表者の定め
 - （2）応募団体の意思決定方法
 - （3）応募団体の事務処理の方法
- 2 自らの活動地域を有すること。
- 3 会計経理を適正に遂行できること。

第6 公募団体数

公募する実践団体は、2団体とする。

第7 応募方法

1 提出書類

本事業に応募する場合、別紙様式第1号により次の書類を添付して提出すること。

- （1）集落型グリーン・ツーリズムモデル育成事業応募書（別紙様式第2号）
- （2）集落型グリーン・ツーリズムモデル応募に係る市町村の意見書（別紙様式第3号）
- （3）提出者又は協議会を構成する団体の概要がわかる資料（任意様式）
- （4）その他、必要と認められる参考資料

2 応募書等の提出方法

応募団体は、次により応募書等を公募期間内に、郵送等又は持参により下記提出先に提出しなければならない。

- （1）公募期間 平成23年5月20日（金曜日）から平成23年6月17日（金曜日）必着。ただし、応募状況により公募期間を延長する場合がある。
- （2）応募方法 郵送等又は持参による
- （3）提出先 最寄りの地域振興局農林部農業振興普及課など（別記2のとおり）
- （4）提出部数 2部

3 提出に当たっての注意事項

- (1) 応募団体は、属する市町村へ意見書の作成を依頼し、意見書の写しを応募書に添付すること。
- (2) 郵送の場合は、受取の手違いを避けるため提出先へ到着の有無を確認すること。
- (3) 提出した応募書は、公募期間内であれば変更や取り下げすることができる。
- (4) 応募書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された応募書等は返却しないものとする。
- (6) 応募書等に記載されている個人情報については、本人の了解を得ないで本事業以外に利用しない。

第8 実践団体の選定について

1 選定方法

選定審査会を開催したうえで、応募団体は提出した応募書の内容について説明を行い、次に掲げる審査基準で審査員が審査し実践団体を決定する。なお、 \times 切後、審査にあたって改めて詳細資料の作成をお願いする場合がある。

2 審査基準

審査の主な観点は次のとおりとし、応募団体は応募書作成に際して各観点到に配慮して作成するものとする。

- (1) 地域が一体的に取り組める体制となっているか
- (2) 取組の全体構想が明確であるか
- (3) 他地域への波及効果が期待できるか
- (4) 今後の継続性が期待できるか

3 選定審査会

- (1) 審査会の開催は別に定める開催要項によるものとする。
- (2) 審査員は5名とし、学識経験者、秋田県農林水産部農山村振興課長、秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会から選出するものとする。
- (3) 各審査員が上記2(1)～(4)の評価観点について点数化(各10点満点)し、審査する。(合計200点満点、別紙様式第4号のとおり)
- (4) 実践団体は、合計点の高い順に選定する。

4 審査結果の通知

審査会終了後、応募者に対し審査結果を速やかに通知する。

5 委託内容、委託費の決定

委託する業務の内容及び委託費は、第3の1のうち必要と認める事項について県と実践団体が協議の上決定する。

第9 実践団体の責務等

1 集落型グリーン・ツーリズムモデル活動の推進

実践団体は、受入計画に基づいた実践活動を地域一体となって着実に推進する。

2 取得設備等の管理

本事業の委託業務によって実践団体が取得した設備等の所有権は、実践団体に帰

属するものとするが、委託終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、委託の目的に従って効果的な運用を図らなければならない。

3 知的財産権の帰属等

本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権等）を出願若しくは取得した場合、又は実施権を設定した場合は、秋田県農林水産部長に報告しなければならない。

4 事業成果等の活用と報告

(1) 実践団体は、本事業により得られた成果（事業の取組状況、事業効果、課題の整理や解決方策の検討等）について、関係機関と連携のうえ検証しなければならない。

なお、成果については先進事例として県内外へ紹介、普及に活用することがある。

(2) 実践団体に対し、成果の検証上必要となる資料の提出や活動状況の報告を求める場合がある。

5 その他

上記1から4のほか、実践活動の内容によっては必要な責務等が発生する場合がある。

附 則

この要領は平成23年5月20日から施行する。

別記 1

1 対象となる経費

項 目	内 容
報償費	講師等への謝金 研修、ワークショップなどの講師代、資料作成費、体験指導料
旅費	事業実施に必要な旅費・交通費 ワークショップ、連絡会議、各種研修等に係る旅費・交通費
需用費	事業実施に直接必要な物品等 単価が3万円以上のものを除く
(1)消耗品代	事務用品等の購入費 筆記用具、コピー用紙など
(2)燃料代	車、機材の燃料代 移動用車、刈払機の燃料代など
(3)印刷製本代	資料の印刷代 会議資料、マップ等の作成費
(4)資材費	事業実施に必要な資材費 看板、幟等の購入費
役務費	事業に必要な通信費、保険料 切手代、活動に係る保険料など
委託料	団体等が自ら行うことが困難な事務の外部委託 必要と認めた場合に限る
使用料 及び貸借料	会場などの使用料 会議室、移動用車両（バス等）などの借上料
負担金	外部団体等への支出 研修参加費等の負担金

報償費、旅費は、県もしくは受託団体が定める規定によるものとする。

2 対象とならない経費（団体自ら負担すべき経費）

項 目	内 容
賃金	団体構成員、外部協力者の賃金、労務費
食料費	食事代、茶菓代、お土産等の食料費
工事請負費	環境整備等の工事代金
公有財産購入費	土地など個人の資産形成に資する購入費
備品購入費	3万円以上の物品購入費
補償補填賠償金	立木伐採等の補償費

上記のほか、事業実施に直接関係のない経費、社会通念上、公序良俗に反するおそれのあるもの、県が適当でないとするものは、経費の対象としない。

別記 2

1 応募書の提出先

地域が属する市町村等	提出先	住所、電話番号	備考
鹿角市、鹿角郡	鹿角地域振興局農林部 農業振興普及課	〒018-5201 鹿角市花輪字六月田 1 電話：0186-23-2123	
大館市、北秋田市、 北秋田郡	北秋田地域振興局農林部 農業振興普及課	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76-1 電話：0186-62-3950	
能代市、山本郡	山本地域振興局農林部 農業振興普及課	〒016-0815 能代市御指南町1-10 電話：0185-52-2161	
秋田市、男鹿市、 潟上市、南秋田郡	秋田地域振興局農林部 農業振興普及課	〒010-0951 秋田市山王4-1-2 電話：018-860-3371	
由利本荘市、 にかほ市	由利地域振興局農林部 農業振興普及課	〒015-8515 由利本荘市水林366 電話：0184-22-7551	
大仙市、仙北市、 仙北郡	仙北地域振興局農林部 農業振興普及課	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13-62 電話：0187-63-6111	
横手市	農林水産部 農山村振興課	〒010-8570 秋田市山王4-1-1 電話：018-860-1851	
湯沢市、雄勝郡	雄勝地域振興局農林部 農業振興普及課	〒012-0857 湯沢市千石町2-1-10 電話：0183-73-5180	

2 問い合わせ先

秋田県農林水産部農山村振興課（調整・地域活性化班）

〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1

電話：018-860-1851 F A X：018-860-3815

別紙様式第1号（要領第7関係）

平成 年 月 日

（あて先）

秋田県 地域振興局農林部長

住所

団体等名称

代表者名

印

平成23年度集落型グリーン・ツーリズムモデル育成事業に係る応募について

平成23年度集落型グリーン・ツーリズムモデル育成事業に取り組みたいので、資料を添えて応募します。

（別紙として応募書、市町村の意見書、団体等の概要資料、参考資料等を添付してください。）

別紙様式第2号

平成23年度集落型グリーン・ツーリズムモデル育成事業応募書

1 応募団体及び対象地域等

団体等の名称 (する)	任意団体	NPO法人	組合	企業	その他
団体等の代表者氏名					
連絡先	住所：		電話：		
実施地区等					
実施地区と応募団体の関係					
応募するモデルと、 条件 (モデルにして必 要事項を記載する)	農林漁家民宿ネットワ ーク形成モデル	宿泊業(簡易宿所)許可取得予定農家数 軒			
	ステーション連携モデ ル	ステーションとして活用予定の施設名 (現所有：)			

2 応募内容

(1) 目的と全体構想 1年目、2年目、3年目、またそれ以降について具体的な構想を記載してください。

(2) 取り組みたい内容 具体的に記載してください。

(3) 実施地区の現状等 今までの体験受入や民泊等の経験済戸数や、婦人会・老人会等の雰囲気など。

(4) その他PR事項

用紙に収まらない場合は別紙としても結構です。また、関連資料があれば添付してください。
 ✂切後、審査にあたっては改めて詳細の資料の作成をお願いすることがあります。

別紙様式第3号

集落型グリーン・ツーリズムモデル応募に係る市町村の意見書

市町村名			
担当課名		担当者名	
応募団体等名称			
地域が一体的に取り組める体制か 取り組む体制の状況や見込みについて意見を記載してください。			
市町村の都市農村交流施策等と実施モデルとの関連について			
市町村における支援体制について 市町村として応募団体等との連携や支援が可能かどうかについて記載してください。			
その他意見事項			

平成23年度 集落型グリーン・ツーリズムモデル育成事業 審査集計表

評価欄		審査員長	審査員	審査員	審査員	審査員
1	(応募団体名)					
	1 地域の取組体制(10点)					
	2 全体構想(10点)					
	3 波及効果(10点)					
	4 継続性(10点)					
評価結果(200点中)		() 点	0	0	0	0
総合コメント						
評価欄		審査員長	審査員	審査員	審査員	審査員
2	(応募団体名)					
	1 地域の取組体制(10点)					
	2 全体構想(10点)					
	3 波及効果(10点)					
	4 継続性(10点)					
評価結果(200点中)		() 点	0	0	0	0
総合コメント						
評価欄		審査員長	審査員	審査員	審査員	審査員
3	(応募団体名)					
	1 地域の取組体制(10点)					
	2 全体構想(10点)					
	3 波及効果(10点)					
	4 継続性(10点)					
評価結果(200点中)		() 点	0	0	0	0
総合コメント						